

「金融庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」（案）に対する意見及び金融庁の考え方

平成 27 年 11 月 11 日

日本貸金業協会

No.	該当箇所	当協会の意見	金融庁の考え方
1	<p>対応方針</p> <p>第 2 障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方</p> <p>1 障害を理由とする不当な差別的取扱い</p> <p>(1) 障害を理由とする不当な差別的取扱いの基本的な考え方</p>	<p>貸金業者向けの総合的な監督指針（Ⅱ-2-10 禁止行為）では、「資金需要者等が身体的・精神的な障害等により契約の内容が理解困難なことを認識しながら、契約を締結すること」を不正または不当な行為として禁止している。これは、本件対応指針にて障害を理由とする不当な差別的取扱いとして定める「正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する」の「正当な理由」になりえるか。</p>	<p>ご指摘の貸金業者向けの総合的な監督指針の規定は、顧客保護の観点から、顧客が契約の内容を理解することが困難であることを認識しながら、契約を締結することを禁止している趣旨であり、そのような場合に顧客との契約締結を控えることは、そもそも障害を理由とした不当な差別的取扱いに該当しないと考えられます。ただし、たとえば、障害者の家族や介助者等のコミュニケーションを支援する者が存する場合に当該支援者を通じて本人に契約内容を理解してもらう等、顧客に契約内容を理解してもらうための努力をすることなく、単に障害を理由として拒否するような場合は不当な差別的取扱いとなりうるものと考えます。</p>
2	<p>(別紙)</p> <p>障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の具体例</p> <p>2 合理的配慮の具体例〔意思疎通の配慮の具体例〕</p>	<p>「書類の内容や取引の性質等に照らして特段の問題が無いと認められる場合に、自筆が困難な障害者からの要望を受けて、本人の意思確認を適切に実施したうえで、代筆対応する。」とあるが、貸金業者向けの総合的な監督指針（Ⅱ-2-13-1 返済能力調査）では、「借入申込書に借入希望額、既往借入額、年収額等の項目を顧客自身に記入させること等により、顧客の借入の意思を確認」することとされている。この場合においても、前述した対応指針の代筆対応に係る要件を満たした場合は、代筆対応が認められると解してよいか。また、代筆対応が認められる場合に満たすべき条件等はあるか。（代筆者の資格、意思確認の方法等）</p>	<p>借入申込書のように顧客の支払義務の前提となる書類の場合には、より慎重に顧客の意思確認を行う必要があると考えられ、障害者の家族等の同席の下で作成されるのが一般的であると思われませんが、顧客の借入の意思を適切に確認することができる場合には、代筆対応を取ることも認められるものと考えます。代筆者の資格や意思確認の方法等について、統一的な条件などはありませんが、借入意思の確認等において、慎重に対応することが必要と考えます。</p>